

京都市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する者及び家族（以下、「利用者等」という。）の話を聴き、相談に応じる等の活動を行う者（以下、「介護サービス相談員」という。）の選定を行い、希望のあった介護保険サービスを提供する施設・事業所や食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅（以下、「事業所」という。）に派遣することにより、利用者等の疑問や不満、不安の解消及び介護保険サービスをはじめとするサービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、京都市（以下「本市」という。）とする。

(介護サービス相談員)

第3条 介護サービス相談員は、本市が指定する一定水準以上の研修を受けた者であつて、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する市民の中から選定する。

2 本市は、介護サービス相談員の活動を自発的な市民参加型の活動と位置付ける。ただし、介護サービス相談員の活動に伴い生じた問題については、本市がその責任を負うものとする。

3 本市は、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

- (1) 辞退を申し出たとき
- (2) 京都市域において活動ができなくなったとき
- (3) その他介護サービス相談員としてふさわしくない行為があったと認められたとき

(事業の内容)

第4条 この要綱による事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 介護サービス相談員の派遣

ア 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所は、介護サービス相談員派遣申出書（第1号様式）により市長に申し出る。

イ 市長は、派遣の希望があった事業所について、それぞれの担当となる適切な介護サービス相談員（1事業所ごとに1又は2名）に介護サービス相談員活動要請書（第2号様式）により要請し、介護サービス相談員活動受諾書（第3号様式）により承諾を得る。

ウ 派遣を決定した事業所には、介護サービス相談員派遣決定通知書（第4号様式）により通知する。

エ 1事業所における同一の介護サービス相談員の活動期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、延長することができる。

(2) 介護サービス相談員の活動

ア 介護サービス相談員は、担当する事業所を定期又は随時に訪問する。訪問の頻度は、概ね1～2週間に1回程度を目安とする。

イ 介護サービス相談員は、利用者等との面談やサービスの現状把握等の結果、サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には事業所の管理者等にその旨を伝え、解決方法等の意見交換を行い、事業所の管理者等とともに利用者等に説明する。

ウ 介護サービス相談員は、その活動状況について、市長に報告を行う。

エ 介護サービス相談員が活動を行うときは、京都市介護サービス相談員活動証（第5号様式）を携行し、関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

オ 介護サービス相談員は、利用者等のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

カ 介護サービス相談員は、本市が開催する連絡会議に参加する。

キ 介護サービス相談員は、次に掲げる研修を受講する。

(ア) 本市が実施する介護サービス相談員の養成に係る研修

(イ) 京都府が実施する介護サービス相談員養成研修及び現任研修

(ウ) その他必要な研修

ク 本市は、介護サービス相談員の活動に関して問題が生じた場合は、事実関係等を把握するとともに、介護サービス相談員及び事業所と協議の上、適切な対応を行う。

(3) 事業所の役割

ア 介護サービス相談員が活動する事業所では、事業所担当者を選任するとともに、介護サービス相談員の活動を支援する。

イ 事業所は、事業に関する効果等を利用者及び事業所職員から把握し、本市と意見交換を行う。

2 事業の実施について、介護サービス相談員、事業所及び本市の三者は、その目的を尊重し、相互に協力しなければならない。

(秘密保持)

第5条 介護サービス相談員は、事業の実施で知り得た利用者等の秘密を他人に漏らしてはならない。事業の終了後及び介護サービス相談員を退いた場合も同様とする。

2 介護サービス相談員は、第1項に規定する内容について、別に定める宣誓書（第6号様式）に署名してからでなければ、その活動を行ってはならない。

(事業の実績報告)

第6条 本市は、この事業の終了後に、実施結果をとりまとめる。

(謝金)

第7条 本市は、介護サービス相談員の活動に対し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の謝金を支払うものとする。

(1) 第4条第1項第2号アに規定する訪問

1回につき2,000円。ただし、京都市市内出張等旅費支給規則第2条(3)に規定するへき遠地に所在する事業所への訪問にあつては、京都市役所から当該事業所を訪問するために要する費用について、同規則第3条及び第4条に定める交通費又は車賃相当額を上乗せし、支給する。

(2) 第4条第1項第2号カに規定する連絡会議への出席

1回につき、1,000円

(3) 第4条第1項第2号キ(ア)に規定する研修(第4条第1項第2号カに規定する連絡会議に係るものを除く。)への出席

1日につき、2,000円

(4) 第4条第1項第2号キ(イ)に規定する研修への出席

1日につき、3,000円

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

事業所の住所
事業所の名称
事業所の
代表者氏名

介 護 サ ー ビ ス 相 談 員 派 遣 申 出 書

本事業所への介護サービス相談員の派遣を申し出ます。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長
(担 当)

介 護 サ ー ビ ス 相 談 員 活 動 要 請 書

あなたに下記の事業所での介護サービス相談員活動を要請します。

記

事業所名	
運営法人	
事業所住所	
サービス種別	

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

介護サービス相談員氏名

介護サービス相談員活動受諾書

京都市介護サービス相談員派遣事業実施要綱に基づき、貴職から 年 月 日
付けで要請のあった（ 事 業 所 名 ）における介護サービス相談員活動を
受諾する。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

（担当 　　　　　）

介護サービス相談員派遣決定通知書

貴事業所から 年 月 日に申出のあった介護サービス相談員の派遣について
下記の者に決定しましたので通知します。

記

氏 名	
-----	--

第 5 号様式（第 4 条関係）

（表）

第	号	
京都市介護サービス相談員活動証		
氏 名	_____	
	(年 月 日生)	
年	月	日
京 都 市 長		印

5.5 c m

9.0 c m

（裏）

注 意
1 活動に当たっては、本証を常に携帯しなければならない。
2 氏名を変更し、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、本証の再交付を受けなければならない。
3 本証を改ざんし、汚損し、若しくは紛失し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
4 介護サービス相談員でなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。
5 本証の有効期間は交付の日から 令和 年 月 日までとする。(交付日 令和 年 月 日)

5.5 c m

9.0 c m

第6号様式（第5条関係）

宣 誓 書

私は、ここに京都市介護サービス相談員派遣事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、介護サービス相談員の活動として知り得た秘密を守ることを固く誓います。

年 月 日

（氏 名）

印